

京都市東部クリーンセンター跡地に係る土壌調査業務（表層調査）
の委託に係る提案の評価要領

1 評価基準及び評価点

- (1) 評価基準及び評価点は、別紙によるものとする。
- (2) 審査員がそれぞれ採点した評価点の平均値を、提案書の評価点とする。

2 審査員

総合企画局プロジェクト推進室長

総合企画局プロジェクト推進室プロジェクト推進第一課長

環境政策局適正処理施設部施設整備課長

提案書の評価基準及び評価点

1 評価基準表（評価項目及び配点）

評価項目	評価事項		(内訳)	配点
業務実績等	業務履行実績等	業務履行実績	(5点)	10点
		事業登録	(5点)	
	管理技術者	業務履行実績	(5点)	15点
		経験年数	(5点)	
		保有資格	(5点)	
市内中小企業	本社、本店、支社、支店、営業所等の所在地		—	5点
小計			—	<u>30点</u>
実施方針等	実施方針、進め方等の的確性・実現性		(5点)	15点
	実施体制及び実施フローの的確性・実現性		(5点)	
	事業への理解・知識		(5点)	
提案項目	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特定テーマ</div> 京都市東部クリーンセンター跡地における、将来の土地利用を踏まえた最適な土壌汚染調査並びに対策・検討するうえでの、配慮・留意事項について	的確性	(20点)	45点
		実現性	(25点)	
小計			—	<u>60点</u>
見積金額	京都市東部クリーンセンター跡地に係る土壌調査業務（表層調査）		—	<u>10点</u>
合計			—	<u>100点</u>

2 評価項目・基準

(1) 業務実績等

ア 業務履行実績等（第2号様式）

(7) 業務履行実績

平成22年度以降に、国又は地方公共団体が発注し、元請として受注し完了したもので、業務内容として、一般廃棄物焼却施設に係る土壌汚染調査（試料採取等調査）または一般廃棄物焼却施設以外に係る同調査を実施した実績の件数を評価の対象とする。

計算方法（配点：5点）			
採点基準	A:一般廃棄物焼却施設における該当業務の履行完了件数が2件以上	B:一般廃棄物焼却施設における該当業務の履行完了件数が1件	C:一般廃棄物焼却施設以外における該当業務の履行完了件数が1件以上
点数	5点	3点	1点

(i) 事業登録

事業者において、次の事業に係る登録を受けていれば評価の対象とする。

- 計量法第107条に基づく環境計量証明事業
※事業の区分が濃度（水又は土壌中の物質の濃度に係る事業）及び特定濃度（事業の区分が水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業）を含むものに限る。）
- 計量法第121条の2に基づく特定計量証明事業
※事業の区分に、「水又は土壌中のダイオキシン類」を含み、認定の区分の詳細に「土壌」を含むものに限る。）

計算方法（配点：5点）			
採点基準	A:すべての登録を受けている	B:いずれか1つの登録を受けている	C:いずれの登録も受けていない
点数	5点	2点	0点

イ 管理技術者（第3号様式）

(7) 業務履行実績

平成22年度以降に、国又は地方公共団体が発注し、元請として受注し完了したもので、業務内容として、一般廃棄物焼却施設に係る土壌汚染調査（試料採取等調査）または一般廃棄物焼却施設以外に係る同調査を実施した実績の件数を評価の対象とする。

計算方法（配点：5点）			
採点基準	A:一般廃棄物焼却施設における該当業務の履行完了件数が2件以上	B:一般廃棄物焼却施設における該当業務の履行完了件数が1件	C:一般廃棄物焼却施設以外における該当業務の履行完了件数が1件以上
点数	5点	3点	1点

(f) 経験年数

上記イ(7)に掲げる業務の履行完了日（提出されたものの中から最も古いもの）を経験年数の始期として、「5年以上10年未満」又は「10年以上」経過している場合に評価の対象とする。

計算方法（配点：5点）			
採点基準	A：経験年数が「10年以上」	B：経験年数、が「5年以上10年未満」	C：経験年数が、「5年未満」
点数	5点	2点	0点

(g) 保有資格

次の資格を有していれば評価の対象とする。

- ・ 一般社団法人土壌環境センターが認定する「土壌環境監理士」の資格
- ・ 一般社団法人全国地質調査業協会連合会が認定する「地質調査技士（土壌・地下水汚染部門）」の資格
- ・ 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目において「建設環境」に係る技術士の資格、もしくは「環境部門」の選択科目において「環境保全計画」または「環境測定」に係る技術士の資格

計算方法（配点：5点）			
採点基準	A：すべての資格を有している。	B：いずれか2つの資格を有している。	C：いずれか1つの資格を有している。
点数	5点	3点	1点

(2) 本社、本店、支社、支店、営業所等の所在地

本社、本店、支社、支店、営業所等のいずれか一つの所在地について評価する。

計算方法（配点：5点）			
採点基準	A：京都市内に本社、本店、支社、支店、営業所等がある場合	B：京都市を除く関西圏（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）内に本社、本店、支社、支店、営業所等がある場合	C：A及びBに該当しない場合
点数	5点	2点	0点

(3) 企画提案書

ア 実施方針及び業務の進め方等

(7) 実施方針、進め方等の的確性・実現性

仕様書を的確に踏まえ、本業務で求める成果を得るために実現可能な進め方や調査方法等が提案されているか。

(f) 実施体制及び実施フローの的確性・実現性

実施体制や実施フローが具体的で実現性があるか。

提案内容が技術協力等を受けることを想定している場合は、業務の実施体制図にその旨と相手方を明記すること。

(7) 業務への理解・知識

業務内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。

イ 提案項目：一般廃棄物焼却施設跡地における、将来の土地利用を踏まえた最適な土壤汚染調査並びに対策・検討するうえでの、配慮・留意事項について

(7) 提案内容の的確性

データ等に基づく、論理的な説明がなされているか。

(7) 提案内容の実現性

提案事業者の同種・類似業務等に関する知見を反映した具体的な提案内容となっているか。

◎ア、イの各項目において共通。

ただし、2(3)イ(7)については、採点の点数に4を乗じたものを評価点数とし、

2(3)イ(7)については、採点の点数に5を乗じたものを評価点数とする。

計算方法 (配点：5点)						
採点基準	A:非常に優れている。	B:優れている。	C:概ね妥当である。	D:不十分な点がある。	E:評価すべき点が少ない。	F:評価すべき点がない。
点数	5点	4点	3点	2点	1点	0点

(4) 見積金額 (該当書類：第5号様式)

京都市東部クリーンセンター跡地に係る土壤調査業務 (表層調査) に係る見積額

計算方法 (配点：10点)
$10 \text{点} \times (\text{全受託希望者の中の最低提案価格}) / (\text{受託希望者の提案価格})$

※ 小数点以下は切り捨て

※ 予定価格を超えるものは**失格**

3 評価点

(1) 審査員は、2の各項目について評価を行い、評価点を算出する。

(2) 審査員がそれぞれ算出した評価点の平均を小数点第二位において四捨五入したものを最終評価点とする。

(3) 最も評価が高い者を受託候補者とする。(本プロポーザルは1者のみの応募でも成立することとするが、その場合でも最終評価点が60点以上となることを条件とする。)